

3 環境の美化活動

皆さんの団地は皆さんの中で美しく保つていただくよう、自治会でよく話し合って取り組んでください。

■階段・廊下

階段・廊下は、皆さんの共用の場所ですから、日頃から清掃に努めてください。

なお、階段・廊下は防水はしてありませんので、水を使用しての清掃はご注意ください。

また、通行及び火災時の避難、消火活動の支障になりますから、物は一切置かないようにしてください。

■庭・公園・遊具

団地の敷地は、皆さんで利用していただく共同の庭ですから、ルールを守って大切にお使いください。

- 子供の遊具、植木や芝生、柵などをいためたり、壊したりしないよう注意しましょう。
- 植木や芝生は枯れないよう、水をやり手入れをしましょう。
- 雑草やゴミなどで見苦しくならないように清掃しましょう。
- 遊具等がいたんで危険な場合には、専任管理人または公社等へご連絡ください。





■排水溝

排水溝や排水管などにゴミや土がたまると、流れにくくなり、不衛生になります。

定期的に共同で清掃及び消毒をするようにしましょう。

■ゴミ処理

ゴミの処理は市町によって異なりますが、日時、搬出場所、搬出方法を守り、不衛生にならないように注意し、収集後は、皆さんで協力して清掃・消毒を行ってください。

生ゴミを前日に出すなどの行為は、他の方の迷惑になりますので絶対にしないでください。

4 集会所の利用

集会所は自治会などの集会や入居者皆さんの福利厚生、文化教養などのための講習会等の行事を行うための施設です。

豊かなコミュニケーションづくりの中心となるところですから常に整頓し、火気の使用等に十分注意してご利用ください。

